福祉の教科に関する科目の改正に伴う経過措置のまとめ

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 附則第2条第1項 | 附則第2条第2項 | 2011（平成23）年度以降入学生（旧課程への入学者を除く） |
|  | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ |
| **2011（平成23）年3月31日****時 点** | 在　学 | 2011（平成23）年度以降入学生以外の者で附則第2条第1項の適用を受けない者↓●2011（平成23）年度以降に旧課程に相当する学年に入学した者（編入学等 ※）●科目等履修生 |  |
| **2011（平成23）年4月1日****時 点** | 旧課程が適用される（2011年度以降の転入学・転学科生も旧課程が適用される） | 入　学 |
| 新課程が適用される |
| 旧課程が適用される大学の判断で新課程を適用しても可 |
| **2014（平成26）年3月31日****時 点** | 旧課程の福祉の教科に関する科目の最低修得単位を |
| 修　得 | 未修得 | 修　得 | 未修得 |
| 在　学 | 卒　業 | 在　学 | 卒　業 |
| **2014（平成26）年4月1日****以　降** | 旧課程が適用される | 旧課程が適用される | 旧課程の福祉の教科に関する科目の最低修得単位数を修得して | 新課程が適用される | 旧課程が適用される | 新課程が適用される |
|  |  | 卒　業 |  |  |  |
|  |  |  | 旧課程が適用される |  |  |  |
|  |  |  | 旧課程の福祉の教科に関する科目の最低修得単位数を未修得で |  |  |  |
|  |  |  | 卒　業 |  |  |  |
|  |  |  | 新課程が適用される |  |  |  |

※編入学者等…学校教育法第88条により課程認定大学に入学の際、大学の修業年限に通算された者、編入学した者、大学を退学した後に課程認定大学に入学し退学までの在学期間が修業年限に通算された者及び大学を卒業した後に課程認定大学に入学し当該卒業までの在学期間が修業年限に通算された者並びに指定教員養成機関におけるこれらに相当する者